

○茨城県社会教育委員条例

昭和 37 年 3 月 30 日

茨城県条例第 28 号

(委員の設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償について、別に定めるところによる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年条例第 75 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員(以下「委員」という。)で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。

付 則(平成 25 年条例第 51 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の茨城県社会教育委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の茨城県社会教育委員条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定により茨城県社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず、施行日における従前の茨城県社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする。